

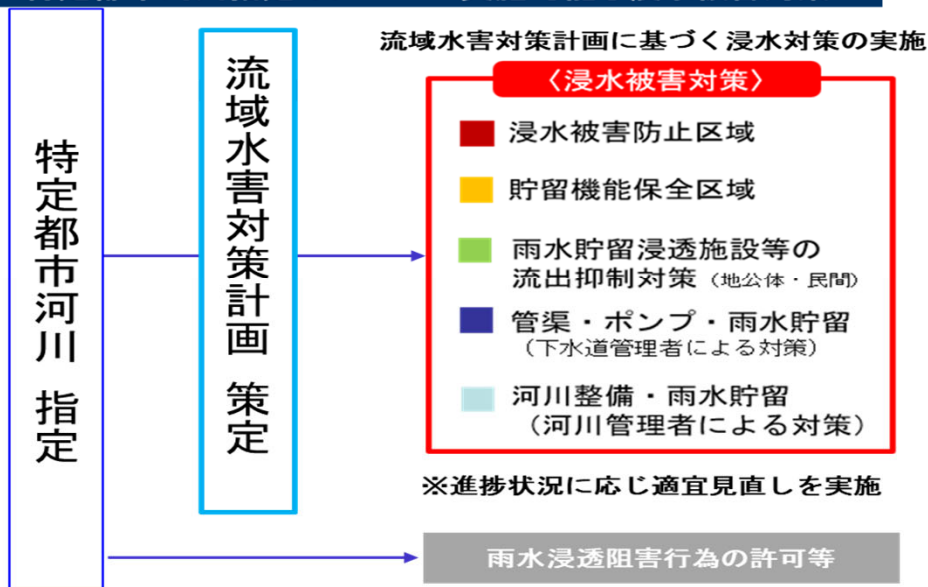
府省名	国土交通省	組織	国土交通本省	会計	一般会計	項 目	河川整備事業費
							特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助
調査対象予算額	令和6年度（補正後）：8,324百万円 ほか （参考 令和7年度：4,794百万円）					調査主体	本省調査

① 調査事業の概要

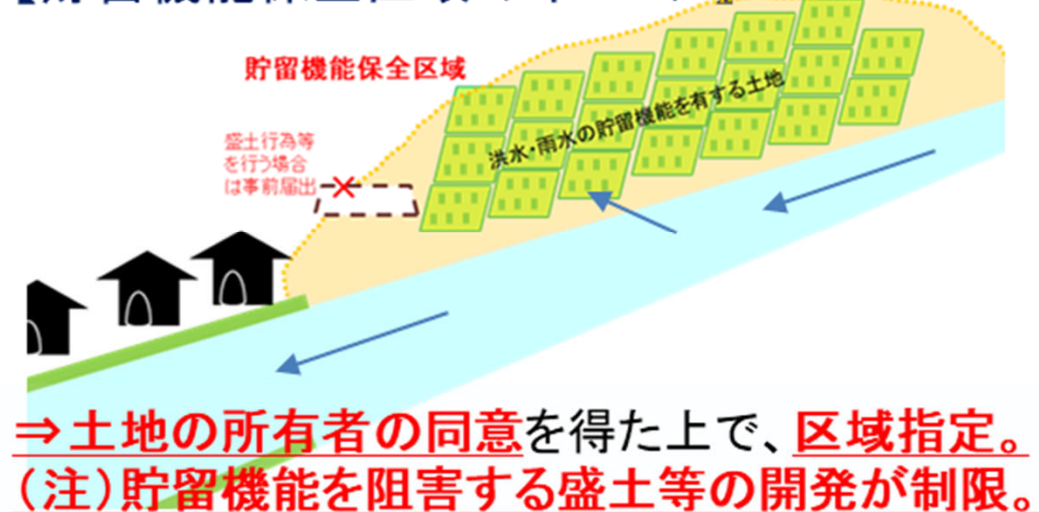
【事業の概要】

- 気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化する中、ハード整備のみによる治水安全度の早期向上に限界があることを踏まえ、令和3年の「特定都市河川浸水被害対策法」（以下「流域治水関連法」という。）の改正を機に、ソフト対策も含めた、流域のあらゆる関係者が協働する「流域治水」の取組を進めている。
- 国土交通省は、「流域治水」の取組促進のため、特定都市河川の指定後に策定が必要となる流域水害対策計画（以下「水害対策計画」という。）の策定支援などの補助を行うとともに、地方整備局本局において相談窓口を設置し、周知を図っているが、流域治水関連法改正から4年が経過する中、流域治水における主要なソフト施策である貯留機能保全区域の指定（＝地権者等の地域住民の合意に基づき、田んぼ等に一定の利用制限をかけることで、治水安全度を確保する手法）については、これまでに全国で1水系3件のみ（奈良県 大和川水系）と極めて低調となっている。
- こうした状況等に鑑み、実施主体である河川管理者等（地方整備局、都道府県など）における取組（水害対策計画の策定、貯留機能保全区域等の指定、防災指針策定における関係部局の連携等）の実態を調査するとともに、流域治水の取組の更なる加速化のために必要な課題の分析及び改善策を検討する。

特定都市河川指定のフロー 実施可能な浸水被害対策



【貯留機能保全区域のイメージ】



②調査の視点

1. 水害対策計画策定の進捗状況について

○ 水害対策計画の策定状況や、策定までに要した期間、当該期間が長期にわたる要因を調査した。

○ 水害対策計画の策定における課題等を調査した。

2. 貯留機能保全区域等の指定及び水害対策計画の実施状況について

○ 区域指定の状況や指定に向けた検討状況等について調査した。

○ 区域指定に係る課題、解決のための取組・要望等について調査した。

3. 防災指針の策定状況及び水害対策計画・防災指針策定に当たっての河川部局・都市部局の連携について

○ 防災指針（立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める指針）の策定状況、課題等を調査した。

○ 水害対策計画・防災指針策定の検討における、防災指針を所掌する都市部局との連携や課題等を調査した。

【調査対象年度】 令和3年度～令和6年度

【調査対象先数】

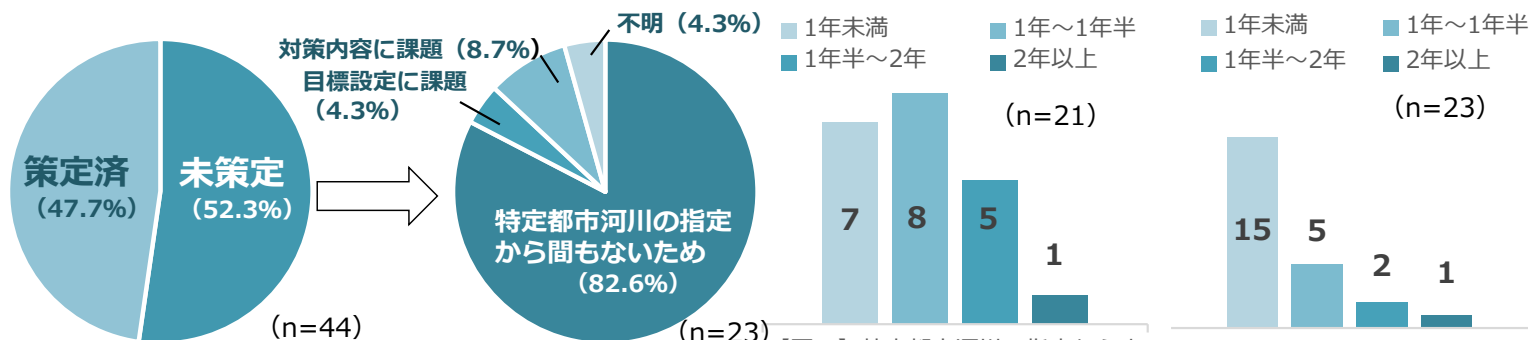
特定都市河川流域数：44流域（33水系、397河川）
河川管理者等（地方整備局、都道府県など）：延べ63先
市区町村：延べ206先

③調査結果及びその分析

1. 水害対策計画策定の進捗状況について

(1) 水害対策計画の策定状況について

調査対象の44流域のうち、水害対策計画が策定済みなのは、21流域（47.7%）であり、過半数にも満たない状況であった。残る23流域（52.3%）における未策定の理由については、「特定都市河川の指定から間もないため」が19流域（82.6%）と最も多かった【図1】。



【図1】 水害対策計画の策定状況と未策定の理由

特定都市河川の指定から水害対策計画の策定までに要した期間は、策定済みの21流域においては、平均で約1年、最大約2年であったが【図2】、未策定の23流域においては、指定から調査時点（令和7年4月）までの間に平均で約1年、最大で約11年経過している【図3】など、水害対策計画の策定までに要する期間に大きな開差が見られた。

(2) 水害対策計画策定における課題について

水害対策計画の策定における課題は【表1】のとおりである。河川管理者等（地方整備局、都道府県など）は「計画に記載する具体的な対策・取組の内容」が最も多い一方で、市区町村は「その他」が多く、その内訳は「特になし」、「不明」、「県が検討している」など、計画策定への関与・役割によって河川管理者等と市区町村の課題認識に乖離が生じる傾向が見られた。

【表1】 水害対策計画策定に当たって直面した課題

河川指定から計画策定までに生じた主な課題	河川管理者等	市区町村	具体的な内容	回答数
①計画期間・計画対象降雨・計画目標の設定	10	17	特になし（※）	58
②計画に記載する具体的な対策・取組の内容	29	49	不明（県が検討している等）	17
③計画策定における事務作業・作業分担等	9	38	その他	2
④その他	4	77		

※検討を重ね、課題がないとした市区町村も存在

③調査結果及びその分析

2. 貯留機能保全区域等の指定及び水害対策計画の実施状況について

(1) 貯留機能保全区域及び浸水被害防止区域の指定、検討状況について

調査対象の44流域のうち、区域指定の状況は、貯留機能保全区域では1流域(2.3%)のみであり、浸水被害防止区域では指定された事例はなかった。
また、区域指定に向けた検討の状況を確認したところ、いずれも未着手が大半を占めていた【図4、図5】。

(2) 区域指定における課題について

区域指定における課題は【表2】のとおりである。河川管理者等(地方整備局、都道府県など)は「関係自治体の役割分担・事務負担」や「地域住民の同意に向けた理解・協力」を課題とする一方で、市区町村は、「地域住民の同意に向けた理解・協力」を課題と認識するほか、「その他」として「県が区域指定を行うため、把握していない」など、本来地域の事情に精通し、区域指定に主体的な関与が望まれる基礎自治体において、「積極的に関与すべき」との認識がされていない傾向も確認できた。

(3) 区域指定に係る課題解決に必要な取組及び水害対策計画の実施状況について

課題解決のために必要な取組(要望)は【表3】のとおりである。区域指定の検討が進む流域ほど具体的な要望・意見がある一方で、大半の流域では、未だに課題に直面する状況まで至っていないと見られ、必要とする要望等の意見は少なかった。

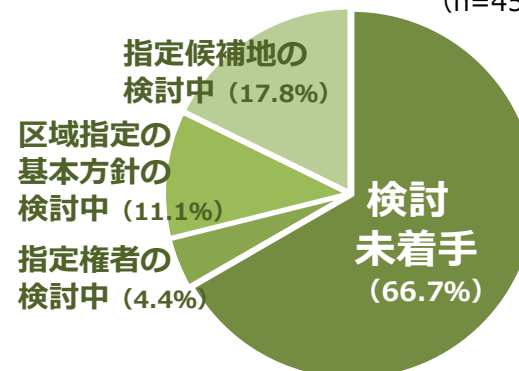
また、「区域指定の指針」や「事例の提供」等の要望も寄せられたが、これらは既に国から関係自治体に周知されているものであり、浸透しているとは言えない実態が明らかになった。このほか、「区域指定を推進するための地権者へのインセンティブを創設すべき」との要望があった。

水害対策計画の実施状況について、策定から1年以上が経過する11流域の計画を調査した結果、フォローアップ自体は全流域で行われているものの、定量的な指標による具体の施策の達成状況をフォローアップしている流域は約6割で、残る約4割はそもそもフォローアップ内容が非公表、若しくは、実施した施策の紹介にとどまっていた【表4】。

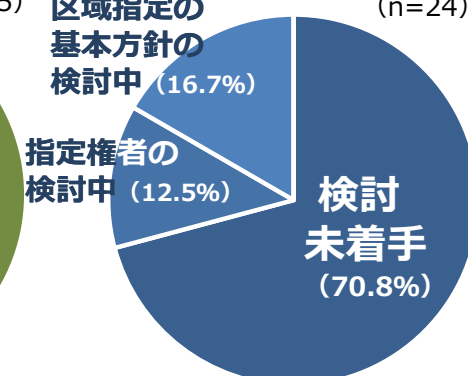
【表3】課題解決のために必要な取組

必要な取組(自治体の要望)	現行の取組
効果的な区域指定の指針等の提示/区域指定が望ましい地域の事例の提供	あり
自治体間や土地所有者との間の理解促進に向けた働きかけ、機運醸成	あり
区域指定による浸水被害解消効果の検証など、指定検討全般に係る支援	あり
区域指定を推進するための地権者へのインセンティブの創設	なし

【図4】貯留機能保全区域指定に向けた検討状況 (n=45)



【図5】浸水被害防止区域指定に向けた検討状況 (n=24)



【表2】区域指定における課題

主な課題	河川管理者等	市区町村
①関係自治体の役割分担・事務負担等	18	42
②地域住民の同意に向けた理解・協力	19	102
③指定検討に当たっての人員・技術力	15	57
④その他 ○県が区域指定を行うため、把握していない。 ○県の検討中であるため、対応していない。 ○対象となる土地がない。等	13	154

【表4】フォローアップの状況

(n=11)

フォローアップを実施	割合
うち公表	9 (81.8%)
うち定量的指標による把握	7 (63.6%)
うち非公表	2 (18.2%)

③ 調査結果及びその分析

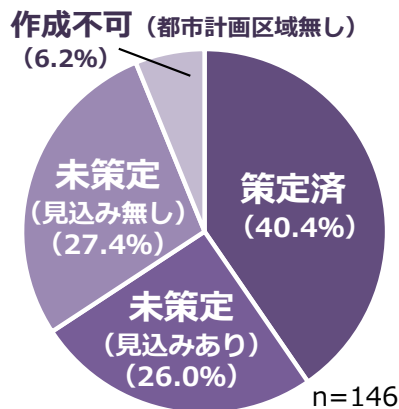
3. 防災指針の策定状況及び水害対策計画・防災指針策定に当たっての河川部局・都市部局の連携について

(1) 防災指針の策定状況、策定に至らない理由について

防災指針の策定状況及び策定に至らない理由は、【図6】及び【表5】のとおりである。

未策定のうち、**具体的な策定の見込みが立てられない理由として、主に予算や人員体制等の問題**が挙げられた。

【図6】防災指針の策定状況



【表5】防災指針の策定に至らない理由

主な理由	市区町村	防災指針の策定状況	
		具体的な見込みがある	具体的な見込みがない
①立地適正化計画を策定中	24	21	3
②立地適正化計画を見直し中	9	9	0
③立地適正化計画作成の必要性を感じていない	9	0	9
④予算や人員が十分ではない	14	1	13
⑤その他			
○立地適正化計画の策定／見直し予定（検討中）	22	7	15
○立地適正化計画によらずまちづくりを行うため等			

(※) 防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と合わせて立地適正化計画に定めるもの。

(2) 河川部局と都市部局の連携について

自治体において、**水害対策計画及び防災指針（立地適正化計画）を策定するに当たり、河川部局と都市部局の間で実効性のある連携調整が図られていたのは約7割**であった【図7】。

連携調整が図られていないと回答のあった約3割は、各関係部局の検討段階における、いわゆる「縦割り行政」による対応等が要因と考えられ、いずれも国土交通省所管部局にもかかわらず、**実効性のある連携が図られていない実態**が散見された。

【図7】河川部局と都市部局との連携

河川部局 n=95 / 都市部局 n=71

河川部局から見た都市部局との連携	連携を図っている 66.3%	図っていない 33.7%
都市部局から見た河川部局との連携	連携を図っている 69.0%	図っていない 31.0%

(参考) 立地適正化計画における居住誘導区域と浸水想定区域の関係について

上記の立地適正化計画策定済みの市区町村におけるまちづくりにおいて、浸水想定区域を居住誘導区域に含めている割合は、以下のとおりである。

1000年に1度の想定最大規模（L2）：91.5%
 100年に1度の計画規模（L1）：71.2% （n=59）

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 水害対策計画策定の進捗状況について
2. 貯留機能保全区域等の指定及び水害対策計画の実施状況について

○**水害対策計画**は、特定都市河川の指定後に速やかに策定する必要があるが、現状では過半数にも至らず、さらに**区域指定は極めて低調**で大宗が検討すら未着手であることは極めて問題であり、特に河川管理者等（地方整備局、都道府県など）は、その責務を十分に認識すべきである。

○具体的には、**水害対策計画の策定や区域指定等に係る地権者等の合意形成等**において、河川管理者等が地域の事情に精通する基礎自治体の積極的な関与を強く促すなど、**流域のあらゆる構成員が十分に役割を果たせるような「実効性のある態勢」を構築する必要がある**。

○**事業全体の進捗**については、特定都市河川の指定時に計画策定に係る工程やスケジュール等を公表することにより、**比較可能な形で「見える化」**するとともに、**定量的な指標を用いたフォローアップ等**も行うべきである。

○あわせて、**水害対策計画策定に係る課題解決のための支援メニュー等**が浸透していない実態を踏まえ、地方整備局本局だけでなく、より**地域に近い河川事務所にも相談できる体制を構築し、早急に支援メニュー等の再周知や改善を図るべきである**。

3. 防災指針の策定状況及び水害対策計画・防災指針策定に当たっての河川部局・都市部局の連携について

○**防災・減災の取組方針等の検討**では、河川部局のほか、**都市部局等の参画による実効性のある連携**が確実に図られるよう、**国土交通省担当部局連名による事務連絡等により周知すべきである**。